

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	299 地域生活支援事業給付費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害福祉費
		細目	199	障害者自立支援給付事業
行革大綱の重点事項番号		細目	55	地域生活支援事業給付費
担当部署	コード	130200	担当者	22 - 9657
	名称	障がい福祉課	氏名	中出光美 連絡先 (内線) 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人・子ども、その家族、関係者	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の社会参加の促進が図られ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる。日常的に介護を行っている家族の負担の軽減ができる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法、伊賀市手話通訳者派遣事業実施要綱、伊賀市地域活動支援センター事業実施要綱 他	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H22 事業内容	・手話通訳者設置事業(非常勤職員1名 年間派遣回数195回)・コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣回数297回、要約筆記者派遣回数26回)・職親事業(職親3人 実利用員6人)・点字奉仕員等養成事業(伊賀市社会事業協会へ委託 修了者13人)・点字広報・声の広報等発行事業(伊賀市社会事業協会へ委託 発行回数23回)・重度身体障害者奨励支援事業(伊賀市社会福祉協議会へ委託 年間利用件数22,714件)・スポーツ大会開催事業(伊賀市障害者福祉連盟に補助 10月9日開催 400名参加)・障がいの有るパソコン教室事業(7イ・コホレーション伊賀へ委託 年6回開催 受講者数6人)・訪問入浴サービス事業(対象者2名 年間延利用回数1201回)・心身障害者ボランティア養成事業(伊賀市社会福祉協議会へ委託 延参加者44人)・日常生活用具給付事業(給付件数1,172件)・障がいの有る自動車改造費給付事業(3件)・更生訓練費給付事業(1事業所 対象者11名)・地域活動支援センター事業(4事業所 利用者39人)・移動支援事業(13事業所 利用者149人)・日中一時支援事業(11事業所 利用者132人)・生活支援(歩行訓練)事業(1事業所 対象者8人)・グループホーム移行支援事業(20事業所 対象者50人)	
社会情勢の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
設置手話通訳者延派遣回数	目標	回	180	180	190	190
	実績		178	195		
要約筆記奉仕員延派遣回数	目標	回	24	24	30	30
	実績		12	26		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
日中一時支援事業利用者数	目標	人	130	135	140	140	
	実績		131	132			
日常生活用具給付件数	目標	件	1,100	1,150	1,200	1,200	
	実績		1,137	1,172			

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		86,701	88,297	81,710	81,710
Aの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	42,429	53,915	55,429	55,429
	地方債				
	その他	158			
	一般財源	44,114	34,382	26,281	26,281
	事業投入人件費(B)	6.5人	46,800	6.5人	46,800
	フルコスト(A)+(B)	133,501	135,097	128,510	128,510

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○ 障害者自立支援法に基づき行なう事業である。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
有効性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
達成度	民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
効率性	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	
改善策	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
	予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	○
昨年度の実績状況	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	
	【状況】	計画のとおり進んでいる
	【詳細】	

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 由美
事業の方向性	【方向性】 現状維持
理由	障害者自立支援法の規定により実施する事業であり、障がいのある人や児童が地域の中で自立した生活を送るためには必要な事業であるため、今後も現状のまま継続する。
現時点における課題、その他	近年、放課後や長期休業中の障がい児の活動の場として日中一時事業給付を希望する保護者が増加しているが、市内事業者が少なく(特に中高生)希望者が利用できない場合がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成23年度より小学生対象の放課後及び長期休業中の日中一時事業所が1箇所開設されたが、今後も障がい児を対象にした事業所の確保に努める。